

(令和6年7月)

令和6年度建設工事着工期労働災害防止運動実施結果

北海道労働局労働基準部安全課

1 令和6年度の「建設工事着工期労働災害防止運動」の特徴について

本年度における「建設工事着工期労働災害防止運動」期間中の建設工事発注機関との協議会、建設関係事業者等に対する労働災害防止対策にかかる説明会の開催については、全署（支署）でWeb又は参集による協議会・説明会が開催されました。

また、建設工事発注機関、建設関係団体等が主催する安全大会等も通常どおり開催され、これらの出席は令和5年と比べても回数、延べ参加者共に増加し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の水準に戻りました。

2 「建設工事着工期労働災害防止運動」の周知及び要請状況について

- (1) 各労働基準監督署（支署）では、全道で570の建設工事発注機関・建設関係団体等へ文書での周知及び取組の要請を実施しました。また、一部の署では地域FMに出演し周知及び取組の要請をしています。
- (2) 各労働基準監督署（支署）では、管内の建設工事発注機関との協議会をWeb又は参集により開催し周知及び取組の要請を行いました（全道で326機関が出席。）。
- (3) 各労働基準監督署（支署）では、管内の地場店社の現場管理者及び職長等に対する労働災害防止説明会をWeb又は参集により開催し、周知及び取組の要請を行いました（全道で715事業場が出席。）。
- (4) 各労働基準監督署（支署）では、管内の本社を有する建設業の経営トップを対象とした労働災害防止説明会をWeb又は参集により開催し、周知及び取組の要請を行いました（全道で559事業場が出席。）。
- (5) 各労働基準監督署（支署）では、管内の地区建設業協会等の建設関係団体が主催した労働災害防止説明会及び安全大会に出席し、周知及び取組の要請を行いました（全道で273回、参加人数22,000人（概数）が参加。）。

3 「建設工事着工期労働災害防止運動」期間中の建設工事現場への指導内容について

- (1) 建設工事現場に対する監督指導の内容について
全道の監督指導件数は322件、そのうち、労働安全衛生法違反件数は191件、違反率は59.3%でした。

○ 主な労働安全衛生法違反の内容	
・ 労働安全衛生法第29条（元方事業者の講ずべき措置等）	51件
・ 労働安全衛生規則第655条（足場についての措置）	34件
・ 労働安全衛生規則第563条（作業床の設置）	28件
・ 労働安全衛生規則第519条（高さ2m以上の墜落防止）	19件
・ 労働安全衛生規則第18条（作業主任者の氏名の周知）	17件

- ・ 労働安全衛生規則第 567 条(足場の点検) 15 件
- ・ 労働安全衛生規則第 653 条 (物品揚卸口等に係る注文者の措置) 14 件
- ・ 労働安全衛生規則第 540 条 (通路) 8 件

(2) 建設工事現場に対する安全衛生指導の内容について

全道の安全衛生指導件数は 56 件、そのうち指導事項があったのは 33 件で、指導率は 58.9% でした。

○ 主な安全衛生指導の内容

- ・ はしご、足場、開口部等の墜落・転落災害防止に関する指導 14 件
- ・ 建設機械の作業計画、接触防止、運転資格等に関する指導 12 件
- ・ 下請、作業主任者、災害防止協議会等の安全衛生管理体制の指導 3 件
- ・ 土砂崩壊災害防止に関する指導 3 件

(3) 建設工事発注機関、建設関係団体等が主催する安全パトロールについて

各労働基準監督署（支署）では、建設工事発注機関、建設関係団体等が主催する安全パトロールに参加し（全道で 23 回（52 工事現場））、安全衛生指導を行いました。

4 「建設工事着工期労働災害防止運動」期間中の建設工事現場の指導における問題点について

- ・ パトロールの際、石綿関連の指導事項が多数あったことから、解体現場における法令遵守レベルの向上を図る必要がある。

5 建設業における労働災害発生状況について（令和 6 年 6 月末速報値）

別添「建設業における労働災害発生状況について（令和 6 年 6 月末速報値）」のとおり。